

資料 6－1 振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 6－2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
第 2 種区域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 6－3 振動規制法の特設施設に係る届出状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

施設区分 市町名	特定施設数											届出工場事業場数
	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	コンクリートブロッックマシン等	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用ローラー機	射出成形機	合成樹脂用	鋳造型機	計
松山市	266	254	3	141	3	6	93	0	18	3	787	183
今治市	105	324	5	4,192	4	7	34	0	7	5	4,683	287
宇和島市	19	58	0	0	8	6	0	0	0	0	91	37
八幡浜市	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	17	4
新居浜市	132	189	7	0	3	15	18	3	15	2	384	115
西条市	40	377	6	519	20	9	10	0	46	6	1,033	137
大洲市	15	9	1	0	4	17	2	0	0	0	48	29
伊予市	26	76	3	0	0	7	20	0	0	0	132	28
四国中央市	55	550	24	35	3	21	106	0	21	0	815	160
東温市	0	4	15	0	0	0	0	0	0	0	19	4
計	659	1,857	64	4,887	45	88	283	3	107	16	8,009	984

資料 6－4 振動規制法の特定制建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る。）

資料 6－5 特定制建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定制建設作業の敷地境界線において 7 5 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第 1 種区域。
 - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 6－6 振動規制法の特特定建設作業に係る届出状況（令和 5 年度）

作業区分 市町名	1 くい打機 等を使用す る作業	2 鋼球を使用 して破壊す る作業	3 舗装板破砕 機を使用す る作業	4 ブレーカー を使用する 作業	計
松山市	3	0	0	29	32
今治市	3	0	1	15	19
宇和島市	1	0	0	5	6
八幡浜市	3	0	0	4	7
新居浜市	1	0	0	29	30
西条市	0	0	0	4	4
大洲市	0	0	0	2	2
伊予市	0	0	0	0	0
四国中央市	2	0	0	19	21
東温市	0	0	0	4	4
計	13	0	1	111	125

資料 6－7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

備考：振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80％レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 6－8 道路交通振動測定結果（令和 5 年度）

道路名	測定地点	測定年月日	規制 区域 の 区 分	振動レベ ル (d B)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	四国中央市土居町津根	令和 6 年 1 月29日	1	37	37	○	○	○
国道11号バイパス	四国中央市下柏町	令和 6 年 1 月17日～1 月18日	1	31	33	○	○	○
国道11号	西条市小松町新屋敷	令和 6 年 2 月 6 日～2 月 7 日	1	47	44	○	○	○
国道196号	西条市北条	令和 6 年 2 月 7 日～2 月 8 日	1	42	39	○	○	○
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田	令和 6 年 1 月29日～1 月30日	1	38	34	○	○	○
県道壬生川丹原線	西条市丹原町今井	令和 6 年 2 月26日～2 月27日	1	32	27	○	○	○
市道国道朔日市線	西条市大町	令和 6 年 1 月30日～12月31日	1	30	24	○	○	○
県道24号大洲長浜線	大洲市白滝	令和 6 年 2 月20日～2 月21日	1	39	32	○	○	○
第 1 種区域：8 地点		要請限度達成地点数（小計）				8	8	8
		要請限度達成率（％）				100		

国道11号	四国中央市三島宮川	令和 6 年 1 月11日	2	44	41	○	○	○
国道378号線	大洲市長浜海岸通	令和 6 年 1 月23日～1 月24日	2	51	36	○	○	○
第 2 種区域：2 地点		要請限度達成地点数（小計）				2	2	2
		要請限度達成率（％）				100		

要請限度達成地点数	10
全調査地点数	10
道路交通振動の要請限度達成率（％）	100